

【特集】

困っているあなたのために

生活困窮者自立支援制度が始まっています

社会保障制度改革推進法に基づく生活困窮者対策として、昨年四月に生活困窮者自立支援法が施行され、暮らしに困っている人の自立を支援する相談窓口の設置など各種事業が始まりました。

この特集では、生活困窮者自立支援制度に関する本市の取り組みについて紹介します。

◎問合せ 本所福祉課 ☎25・2111 内線175

生活困窮者の自立を支援する制度が拡充しました

「年金収入が少なく貯蓄もない」「配偶者を失った」「失業や病気で働けな

い」。様々な理由で経済的な自立ができなくなり、暮らしに行き詰まることがあります。私たちの生命と生活を守る社会保障というセーフティネット（安全網）の中で「最後のセーフティネット」と呼ばれる生活保護制度は、このような生活に困窮している人へ保護費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、積極的な自立を促すことを目的としています。

長引く景気低迷や雇用環境の悪化などを理由に、平成四年頃から生活保護制度の利用者は増加傾向にあります。

二十七年七月時点で、全国では約百六十三万世帯・約二百十六万人が、また、本市では一千八十七世帯・一千三百五

人が生活保護を受給。過去最高水準で推移しています。経済が持ち直す動きがある一方で、この傾向は今後も続くとみられています。

そこで、国では生活保護制度を見直すとともに、これまで十分でなかった生活保護受給者以外で生活に困窮している人への「第二のセーフティネット」の拡充に取り組み始めました。この一環として、生活困窮者自立支援法が昨年四月に施行され、生活困窮者自立支援制度が始まりました。同制度は生活保護を受ける状況に至らなくても、失業や病气、借金などで暮らしの問題を抱えている人の相談に応じ、包括的・継続的な支援を行いながら、自立へつなげていくものです。

鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）が窓口です

本市では同制度に基づき各種事業を

展開するため「鶴岡地域生活自立支援センター『くらしステーション（愛称くらしス）』」を市役所本所内に開設しました。鶴岡市社会福祉協議会が運営を市から受託し、相談や就労支援を担当する三人のスタッフを中心に自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を実施しています。

くらしスが開設した昨年四月から十二月までの間に、相談に来た方は百四十二人。三十代から五十代までの方が半数を占めます。相談内容は「収入・生活費」が全体の約二〇％と一番多く、「仕事探し・就職」が約十五％、「病气・健康・障害」「家族との関係」「住まい」がそれぞれ約九％です。くらしスでは相談内容に応じ、家庭訪問や支援プランの作成、ハローワークや債務整理のための相談機関等への同行、支援調整会議の開催などを行っています。仕事を

就労できたことなど、この八か月間に成果も現れました。

生活困窮者の自立支援を地域全体で

生活に困窮している人は、様々な問題を抱えながら家族や職場、近隣といった人間関係の中で孤立していることもあります。経済的に、そして、日常生活や社会生活の中で自立していくためには、地域の誰かとなることが大切で、そこから生きる意欲や働く力が湧いてくることも期待されます。

本市では暮らしの困り事の解決に向けたワンストップの総合相談窓口であるくらしスを中心に、関係課や専門機関、地域の事業者や団体、民生児童委員等と連携を図りながら、生活に困窮している人を早期に見付け必要な支援を行うなど、地域全体で支え合う温かい福祉の地域づくりを進めていきます。

「生活に困っている」
「働きたいけど働けない」
「家族のことで悩んでいる」

一人で抱えこまずに
鶴岡地域生活自立支援センター
(くらしス) へご相談ください

? どのような人を支援するの

様々な困難の中で生活に困窮している人を支援します

生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象としています。

介護が大変で困っている、長く失業している、引きこもりやニートで悩んでいる、働いた経験がなく不安などの問題を抱えている人やその家族、周りの人など、市内在住であればどなたの相談にも応じます。くらしスの窓口に来ることができない場合はお電話ください。くらしススタッフが訪問します。

※生活保護受給中の人は対象外です。

? どのような支援があるの

自立相談支援事業

一人ひとりの支援プランを作成します

くらしススタッフが相談内容をお聞きし、困り事の原因の分析やどのように解決するかを一緒に考えながら、自立した生活に向けた支援プランを作成します。

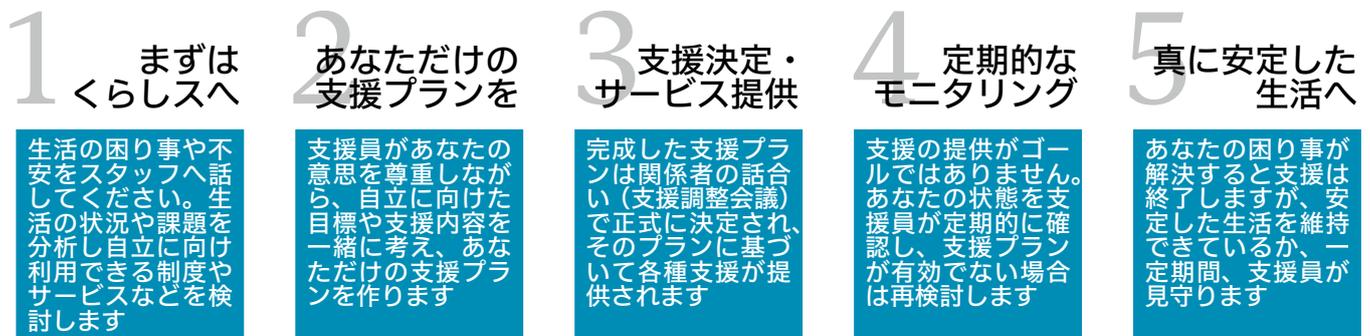
相談は無料で秘密は厳守されます。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します

離職で住居を失った人や失うおそれの高い人に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。

? 相談から支援までの流れは



! 私たちにご相談ください

鶴岡地域生活自立支援センター
くらしステーション (くらしス)

◎日時 月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分

◎場所 市役所本所1階(国保年金課と長寿介護課の間)

◎電話 29-1729

◎ファクス 25-9500

◎Eメール tsk_ziritu@shk01.jp

